

○**選挙長等の報酬及び費用弁償に関する
条例**

昭和49年6月14日条例第45号

目 次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

全改文

□ 本則

第一条 (趣旨)

□ 第二条 (報酬)

2

第三条 (費用弁償)

第四条 (支給)

制定附則

□ 改正附則

改 昭和五 昭和五
正 二年 五年
三月三 三月二
〇日条 九日条
例第五 例第六

印刷モード

終了